

事案名	いわき市の事案（福島県7 - 1）
フォローアップ調査資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『相模海軍工廠』昭和59年〔1〕</li> <li>・「化学戦資材ノ件回答」昭和21年3月9日〔2〕</li> <li>・「浜名湖に投棄された軍用ガスの処分に関する報告」昭和24年12月28日〔3〕</li> <li>・Intelligence Report on Japanese Chemical Warfare Volume〔4〕</li> <li>・「毒瓦斯及其ノ充填兵器処理ニ関スル件」昭和20年9月〔5〕</li> <li>・「現在品目録」（昭和20年8月25日）、「高座、相模海軍工廠引渡目録」所収〔6〕</li> <li>・「日本海軍ニ於ケル化兵戦関係概況」（日付なし）〔7〕</li> <li>・「千葉県における漁業補償」昭和45年3月〔8〕</li> <li>・「『旧軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査結果について（送付）」平成15年8月29日〔9〕</li> </ul>
追加資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『国内における毒ガス弾等に関する調査』に係る追加資料について（送付）」平成16年6月1日〔A1〕</li> <li>・『平成16年度国内における旧軍毒ガス弾等に係る情報収集及び取りまとめ業務報告書』〔A2〕</li> <li>・『相模海軍工廠』昭和59年〔A3〕</li> <li>・『いわき中田の歴史』〔A4〕</li> <li>・「『旧軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査結果について（送付）」平成15年8月29日〔A5〕</li> <li>・「『国内における毒ガス弾等に関する調査』に係る追加資料について（送付）」平成16年6月16日〔A6〕</li> <li>・『平成16年度B / C事案における第2次地下水調査業務報告書』〔A7〕</li> </ul>
平成15年度フォローアップ調査報告書の要約	<p>福島県石城郡錦町（現いわき市）には、相模海軍工廠錦分廠が存在し、終戦時に催涙剤35tから39t位を保有していたとの記載が資料から確認される。これは米軍によって海洋投棄されたとされるが、具体的な海域は資料には記載されていない。</p> <p>生産・保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和19年に、相模海軍工廠は福島県石城郡錦町（現いわき市）の民間工場の一部を徴用して「第1火工部の疎開工場とし、併せて128研究の拠点とした」と記載されている〔1〕。</li> <li>・昭和20年8月1日に、相模海軍工廠錦分廠には、塩化アセトフェノン35トンが存在していた〔2〕。</li> <li>・終戦時に、相模海軍工廠錦分廠には、塩化アセトフェノン3</li> </ul>

	<p>5.5トンが存在していた〔3〕〔4〕。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和20年9月9日現在で、相模海軍工廠錦分廠には、催涙ガス35.5(39.5が35.5と修正されている)トンが存在していた〔5〕。</li> <li>・昭和20年8月25日に、相模海軍工廠錦分廠には、1号特薬36.5トン(相模海軍工廠分で錦分を含む)が存在していた〔6〕。</li> <li>・昭和20年9月9日現在で、相模海軍工廠錦分廠には、催涙ガス39トンが存在していた〔1〕〔7〕。</li> </ul> <p>廃棄・遺棄情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「相模海軍工廠、同廠化学実験部及び錦分工場にあった各種ガスは1946年2月11日前後に於て米軍の監督指揮により海中に投棄処分された」とされているが、投棄場所に関しては記載がない〔3〕。</li> </ul> <p>その他情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錦分廠とは記されていないが、銚子沖に海洋投棄された旧軍兵器・弾薬や毒ガス弾等について、「銚子沖に処分する弾薬は、福島県、長野県および静岡方面から貨車輸送されたもの」であるとしている〔8〕。</li> </ul> <p>現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錦分廠跡地は、現在、民間企業の敷地である〔9〕。</li> </ul>
<p>新たな情報</p>	<p>その他情報</p> <p>(1) 相模海軍工廠錦分廠に係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間会社の記録には、錦分廠が存在していた場所に関する情報が記されている〔A1〕。錦分廠が存在したとされる場所は、現在民間会社の倉庫・工場等に利用されており、全面舗装されているが、掘削履歴については、不明である〔A2〕。</li> <li>・相模海軍工廠錦分廠が民間企業の一部を接收したのは昭和19年であった〔A3〕。また、その民間会社は、昭和19年から軍需用化学薬品の製造に専念したと記載されている〔A4〕。</li> </ul> <p>(2) 毒ガス原料の払下げ及び民需転用に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模海軍工廠錦分廠が一時接收していた民間会社の社史には、戦後、錦分廠に保管されていた2号丁薬(フェニル亜ヒ酸)130トンの払い下げを受け、農薬の原料としたとの記述がある〔A5〕。なお、この農薬に関する製造量・販売量等に係る情報は不明である〔A6〕。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間会社敷地内の2ヶ所の井戸(錦分廠跡地から半径100m以内にあり、深さは8mと14m)から採取した地下水に</li> </ul>

	<p>については、同社がクロロアセトフェノンの分析を行った結果、非検出であった。なお、J I S K 0 1 2 5 揮発性有機化合物に関する試験方法（G C / M S）を用いて標準試薬としてクロロアセトフェノンを用い、同成分の検出ピークのチェックを行った（検出下限0 . 0 0 5 m g / L）〔 A 1 〕。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった〔 A 7 〕。</li></ul>
--	---